

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>（はしがき、店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について1. ～ 5. 省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 FXCM ジャパン証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 Effex Capital, LLC Liquidity Provider Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会 Boston Prime Ltd 金融商品取引業：英金融行為機構 <u>ゲインキャピタル・ジャパン株式会社</u> <u>金融商品取引業：日本国金融庁</u></p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>（はしがき、店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について1. ～ 5. 省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 FXCM ジャパン証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 Effex Capital, LLC Liquidity Provider Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会 Boston Prime Ltd 金融商品取引業：英金融行為機構</p>

<p>(7. ～8. 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において<u>取引</u>を行うことが肝要となります。お客様ご自身が FX 取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分後検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>なお、下記のリスクは、FX 取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。</p> <p>○為替変動リスク</p> <p>外国為替市場では、24 時間常に外国為替レートが変動しています（土日・一部の休日を除く）。為替レートは各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中の急激な変動や、前<u>営業</u>日のクローズレートと翌<u>営業</u>日のオープンレートが乖離する場合等があります。各為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金以上になる可能性があります。</p>	<p>(7. ～8. 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において行うことが肝要となります。お客様ご自身が FX 取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分後検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>なお、下記のリスクは、FX 取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。</p> <p>○為替変動リスク</p> <p>外国為替市場では、24 時間常に外国為替レートが変動しています（土日・一部の休日を除く）。為替レートの<u>変動</u>は各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中<u>で</u>の急激な変動や、前日のクローズレートと翌日のオープンレートが乖離する場合等があります。各為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金以上になる可能性があります。</p>
---	---

<p>(○レバレッジによるリスク 省略)</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p> <p>毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。<u>この取消処理を行った後にも証拠金維持率が 100%を下回っている場合、証拠金維持率が 100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の外国為替レートをもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明けの営業日の午前 4 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の本取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、午前 5 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。振込入金の際に取引口座名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。</u></p>	<p>(○レバレッジによるリスク 省略)</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p> <p>毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の証拠金維持率をもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明けの営業日の午前 4 時 59 分までに追加証拠金をお客様の本取引口座に入金する若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、午前 5 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。追加証拠金の入金期限は、マージンカット執行直前の午前 4 時 59 分までとなります。振込入金の際に振込名義に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合には、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。</p>
--	--

<p>(○逆指値注文リスク及びロスカットリスク～○信用リスク 省略)</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で口座開設の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレート（モバイル取引ツールによるレートを含む）は、カバー先や同業他社が提示している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p> <p><u>なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、経済指標の発表時や相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。</u></p>	<p>(○逆指値注文リスク及びロスカットリスク～○信用リスク 省略)</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で口座開設の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレート（モバイル取引ツールによるレートを含む）は、カバー先や同業他社が提示している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、<u>また、</u>当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p>
--	--

<p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とするところは、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、<u>市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。これは、カバー先との取引が通常よりも困難となる可能性があるためです。</u>また、お客様の約定の結果による実質的なスプレッドが提示スプレッドと必ずしも合致しない場合があります。</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク (ア ストリーミング注文 省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。<u>また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。</u>従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約</p>	<p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とするところは、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、<u>実際の取引時のスプレッドを保証するものではなく、</u>主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、<u>市場環境によっては</u>スプレッドが広がる場合があります。また、お客様の約定の結果による実質的なスプレッドが提示スプレッドと必ずしも合致しない場合があります。</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク (ア ストリーミング注文 省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格より不利な価格となる場合があることに注意が必要です。また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から</p>
---	--

定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

（ウ 指値注文～エ 成行注文 省略）

（4）ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が**発注され、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。**かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発

約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

（ウ 指値注文～エ 成行注文 省略）

（4）ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が**出されますが**、かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

<p>生ずることがあります。</p> <p>(以下省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(はしがき～口座開設について1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p> <p><u>《個人のお客様の場合》</u></p> <p><u>(1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。</u></p> <p><u>(2) ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</u></p> <p><u>(3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。</u></p> <p><u>(4) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</u></p> <p><u>(5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること。(他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません。)</u></p> <p><u>(6) パソコンでお取引することができる環境があること。</u></p> <p><u>(7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。</u></p>	<p>(以下省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(はしがき～口座開設について1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p> <p><u>(個人のお客様の場合)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><input type="radio"/> ご自身の判断と責任により FX 取引を行うことができること。</p> <p><input type="radio"/> 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p><input type="radio"/> 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p><input type="radio"/> ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><input type="radio"/> 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。</p>
--	---

<p><u>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</u></p> <p><u>((1) に統合)</u></p> <p><u>(9) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。</u></p> <p><u>(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</u></p> <p><u>(11) 振込先預金口座は、国内に存する<u>ご本人様名義の金融機関口座</u>を指定すること。</u></p> <p><u>(12) 当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。</u></p> <p><u>(13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。</u></p> <p><u>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u> (省略)</p> <p><u>(15) その他当社が定める基準を満たしていること。</u> ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p><u>《法人のお客様の場合》</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>○ 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。</u></p> <p><u>○ ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。</u></p> <p><u>○ 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</u></p> <p><u>○ 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u> (省略)</p> <p><u>○ その他当社が定める基準を満たしていること。</u> ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。</p> <p><u>(法人のお客様の場合)</u></p>
---	--

<p>(○を <u>(1)</u> ~ <u>(3)</u> に変更。内容省略)</p> <p><u>(4) 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</u></p> <p><u>(5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること。(他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません。)</u></p> <p><u>(6) パソコンでお取引することができる環境があること。</u></p> <p><u>(7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。</u></p> <p><u>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</u></p> <p><u>((5) に統合)</u></p> <p><u>(9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</u></p> <p><u>(10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。</u></p> <p><u>(11) 当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。</u></p> <p><u>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u> (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満</u></p>	<p>(○を <u>(1)</u> ~ <u>(3)</u> に変更。内容省略)</p> <p><u>○ 取引担当者の判断と責任により FX 取引を行うことができること。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>○ 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>○ 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。</u></p> <p><u>○ 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u> (省略)</p> <p><u>○ 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>○ 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満</u></p>
---	--

<p>満たしていること。</p> <p><u>(14) その他当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下になっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引担当者は1口座につき1名。 ○ 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ○ 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。 ○ 日本国内に居住する20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。 ○ 口座名義人である法人に籍があること。 ○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。 (省略) <p><u>○ 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。 <p>(3. ～お取引について3. 呼び値の単位 省略)</p>	<p>たしていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下になっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引担当者は1口座につき1名。 ○ 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ○ 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。 ○ 日本国内に居住する20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。 ○ 口座名義人である法人に籍があること。 ○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。 (省略) <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。 <p>(3. ～お取引について3. 呼び値の単位 省略)</p>
---	--

<p>4. 取引レート</p> <p>当社が各通貨ペアにアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売りつけることができます。<u>当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。</u>アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>5. 決済（手仕舞い）</p> <p>決済（手仕舞い）は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点のレートにより円換算します。<u>また、決済による損益は当日預託証拠金額に反映されます。</u></p> <p>（6. ロールオーバー（決済日の繰延）～10. 決済日（受渡日） 省略）</p> <p>11. 取引時間</p> <p>（取引時間及びメンテナンス時間の表～※1つ目 省略）</p> <p><u>※メンテナンス時間中はDMM FX取引画面へのログインは可能ですが、レート配信を停止しており、注文の約定、指値等の注文、変更、取消ならびに入出金はできません。</u></p>	<p>4. 取引レート</p> <p>当社が各通貨ペアにアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売りつけることができます。<u>当社は、お客様に提示するアスク価格及びビッド価格をカバー先の提示する価格により通貨ペア及び市場の状況に応じて決定します。</u>アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>5. 決済（手仕舞い）</p> <p>決済（手仕舞い）は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点のレートにより円換算します。</p> <p>（6. ロールオーバー（決済日の繰延）～10. 決済日（受渡日） 省略）</p> <p>11. 取引時間</p> <p>（取引時間及びメンテナンス時間の表～※1つ目 省略）</p> <p><u>※メンテナンス中はレート配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文の予約は可能です。入出金の操作はできません。</u></p>
---	--

<p>※ 土曜一月曜のシステムメンテナンス<u>時間</u>以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログインならびにクイック入金が可能です。約定はいたしません。（以下、省略）</p> <p>1 2. 注文の種類</p> <p>【ストリーミング注文】～【指値注文】省略</p> <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。 ・当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッド価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスク価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。<u>なお、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。</u> ・当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 <p>（以下、省略）</p> <p>1 3. 取引方法について</p>	<p>※ 土曜一月曜のシステムメンテナンス<u>中</u>以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログイン、<u>指値・逆指値等の注文</u>ならびにクイック入金が可能です。約定はいたしません（以下、省略）</p> <p>1 2. 注文の種類</p> <p>【ストリーミング注文】～【指値注文】省略</p> <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。 ・当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッド価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスク価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。 ・当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 <p>（以下、省略）</p> <p>1 3. 取引方法について</p>
--	---

<p>当社が提供する FX 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバ上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。当社の推奨環境については、当社ホームページ（http://fx.dmm.com/）でご確認ください。</p> <p><u>なお、当社の推奨環境を満たしていても、お客様のご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。</u></p> <p>（14．証拠金～15．証拠金等の入金・出金 省略）</p> <p>16．決済に伴う金銭の授受</p> <p>1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に<u>当日</u>反映します。</p> <p>（2）～21．両建 省略）</p> <p>22．電子交付書面</p> <p>契約締結前交付書面等（本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」）、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」、「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。なお、「取引報告書兼残高</p>	<p>当社が提供する FX 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバ上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。当社の推奨環境については、当社ホームページ（http://fx.dmm.com/）でご確認ください。</p> <p>（14．証拠金～15．証拠金等の入金・出金 省略）</p> <p>16．決済に伴う金銭の授受</p> <p>1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に反映します。</p> <p>（2）～21．両建 省略）</p> <p>22．電子交付書面</p> <p>契約締結前交付書面等（本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」）、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」、「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。なお、「取引報告書兼残高</p>
--	---

報告書兼証拠金受領通知書（日次）」及び「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

（23．省略）

【連絡先】

カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-961-522

土日を除く24時間受付 月曜午前7時～土曜午前5時50分（夏時間）

月曜午前7時～土曜午前6時50分（冬時間）

ファックス：03-3517-3281

E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

（以下、省略）

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

報告書兼証拠金受領通知書（日次）」及び「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。

過去の履歴につきましては、ネット上での閲覧可能期間は10年間分となります。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

（23．省略）

【連絡先】

カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-961-522

土日を除く24時間受付 月曜午前7時～土曜午前6時00分（夏時間）

月曜午前7時～土曜午前7時00分（冬時間）

ファックス：03-3517-3281

E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

（以下、省略）

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）新旧対照表

下線部が変更箇所

平成 21 年 9 月 14 日 改訂	平成 21 年 9 月 14 日 改訂
平成 21 年 9 月 29 日 改訂	平成 21 年 9 月 29 日 改訂
平成 21 年 10 月 29 日 改訂	平成 21 年 10 月 29 日 改訂
平成 21 年 11 月 27 日 改訂	平成 21 年 11 月 27 日 改訂
平成 21 年 12 月 7 日 改訂	平成 21 年 12 月 7 日 改訂
平成 21 年 12 月 18 日 改訂	平成 21 年 12 月 18 日 改訂
平成 21 年 12 月 30 日 改訂	平成 21 年 12 月 30 日 改訂
平成 22 年 1 月 25 日 改訂	平成 22 年 1 月 25 日 改訂
平成 22 年 4 月 1 日 改訂	平成 22 年 4 月 1 日 改訂
平成 22 年 5 月 22 日 改訂	平成 22 年 5 月 22 日 改訂
平成 22 年 7 月 17 日 改訂	平成 22 年 7 月 17 日 改訂
平成 22 年 11 月 27 日 改訂	平成 22 年 11 月 27 日 改訂
平成 22 年 12 月 25 日 改訂	平成 22 年 12 月 25 日 改訂
平成 23 年 3 月 19 日 改訂	平成 23 年 3 月 19 日 改訂
平成 23 年 5 月 14 日 改訂	平成 23 年 5 月 14 日 改訂
平成 23 年 7 月 30 日 改訂	平成 23 年 7 月 30 日 改訂
平成 23 年 12 月 24 日 改訂	平成 23 年 12 月 24 日 改訂
平成 24 年 1 月 28 日 改訂	平成 24 年 1 月 28 日 改訂
平成 24 年 5 月 12 日 改訂	平成 24 年 5 月 12 日 改訂
平成 24 年 9 月 29 日 改訂	平成 24 年 9 月 29 日 改訂
平成 24 年 11 月 17 日 改訂	平成 24 年 11 月 17 日 改訂
平成 25 年 4 月 13 日 改訂	平成 25 年 4 月 13 日 改訂
平成 25 年 5 月 11 日 改訂	平成 25 年 5 月 11 日 改訂
平成 25 年 9 月 14 日 改訂	平成 25 年 9 月 14 日 改訂

店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）新旧対照表

下線部が変更箇所

平成 25 年 10 月 1 日改訂	平成 25 年 10 月 1 日改訂
平成 26 年 1 月 25 日改訂	平成 26 年 1 月 25 日改訂
平成 26 年 4 月 5 日改訂	平成 26 年 4 月 5 日改訂
<u>平成 26 年 10 月 4 日改訂</u>	